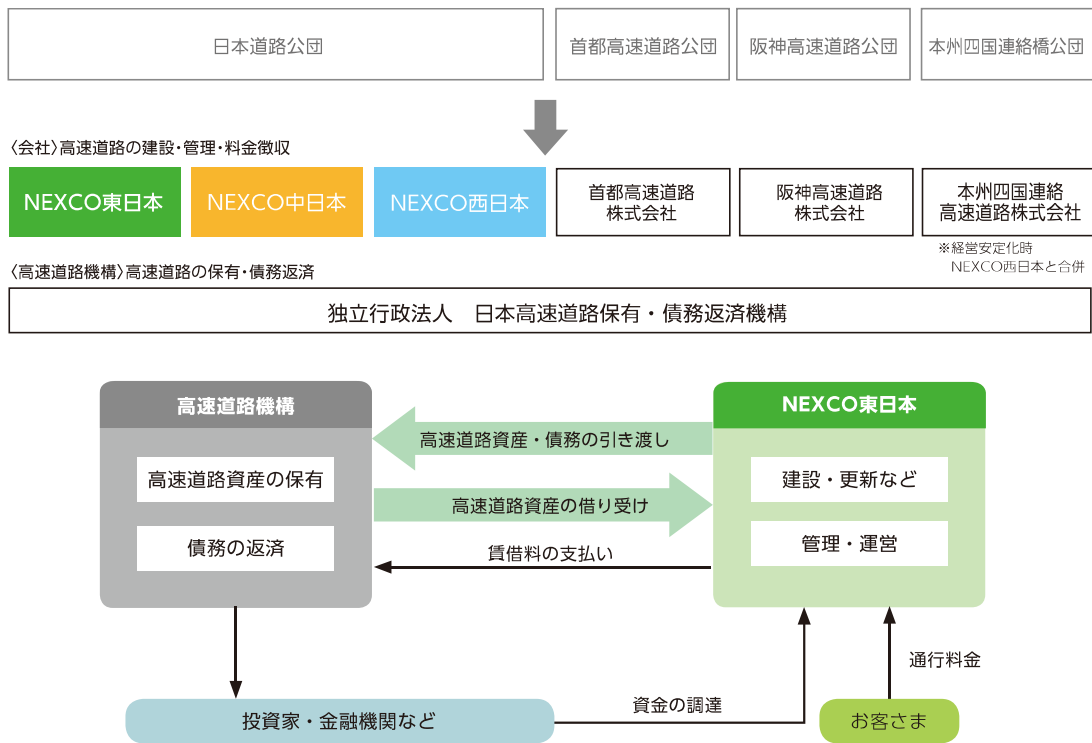


## 高速道路事業の枠組み

1956年に設立された日本道路公団は、他の道路関係公団とともに民営化され、2005年10月1日に、高速道路会社6社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下、「高速道路機構」)が誕生しました。

当社は、高速道路機構から借り受けた高速道路資産を管理運営しており、高速道路機構への賃借料を通じて債務の返済が行われています。なお、高速道路の料金設定には利潤を含めず、通行料金収入は、高速道路の維持管理や各種サービスの提供をするために使われています。



## 政府・政策との強い一体感が生み出す強固なガバナンス

当社の株式は、総株主の議決権の3分の1以上を政府が保有することとされています(現状は全株保有)。業務執行は、国からの許可を得るなど、強いガバナンスのもと事業を展開しています。

出資	○総株主の議決権の3分の1以上の株式を政府が常時保有	【高速道路株式会社法第3条】
役員の人事	○代表取締役、監査役等の選定・解職等の認可	【高速道路株式会社法第9条】
業務の執行	○事業計画の認可	【高速道路株式会社法第10条】
	○高速道路機構と締結した協定事項に対する許可	【道路整備特別措置法第3条】
	○供用約款の認可	【道路整備特別措置法第6条】
財務	○募集社債を引受ける者の募集または弁済期限が1年を超える資金の借入れの認可	【高速道路株式会社法第11条】
	○重要な財産の譲渡または担保提供の許可	【高速道路株式会社法第12条】
	○定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分、合併、分割及び解散議決の認可	【高速道路株式会社法第13条】
	○高速道路機構による災害復旧費用の無利子貸付	【高速道路機構法第12条】